

大竹市おむつ等宅配事業

大竹市では、お子さまが生後2カ月から満3歳※になるまで、定期的におむつ等の子育て用品を届け、その際にお子さまと保護者の見守りと子育てサポート情報の提供をする「おむつ等宅配事業」を行います。

※ 令和6年10月1日から令和9年9月30日までの期間に限ります。(令和8年4月現在)

**子育て経験のある配達員が2カ月に1回
訪問・支援します。**

対象

大竹市の住民基本台帳に登録されている、令和5年6月1日から令和9年7月31日生まれのお子さまと同一世帯に属する保護者

支援の内容

- ・ お子さまと保護者の見守り
- ・ 子育てサポート情報の提供
- ・ 希望する子育て用品（紙おむつや離乳食など）のお届け
- ・ 育児に関するお悩みや困りごと相談

事業に関するお問い合わせ先

大竹市 こども家庭課 こども家庭支援係

電話：0827-28-1010

(受付時間 平日8:30~17:15)



子育て用品 ラインナップ
イメージ

「おむつ等宅配事業」～申請から配達までの流れ～



- ① 申請書は原則として、出生届提出時または転入届提出時に配布します。
申請書を配布できなかった対象者については、自宅に郵送します。
 - ② 申請書に必要事項を記入し、締切日までに※こども家庭課窓口に提出していただくか返信用封筒で返送（郵送）してください。（申請後、大竹市こども家庭課から決定通知が届きます。）
※ 締切日を過ぎた場合は、配達できる回数が減ってしまうことがあります。
 - ③ 大竹市から配達業者※へ申請者にカタログや申込みサイトの案内文を郵送するよう依頼します。※ 配達業者は、「株大進本店」です。
 - ④ 配達業者からカタログと申込みサイトの案内文が郵送で届きます。
 - ⑤ 申込みサイトで希望する子育て用品と訪問日時を選択してください。
 - ⑥ 訪問日時を調整後、配達業者が子育て用品と子育てサポート情報をお届けします。
その際、お悩みや困りごとがあれば、お気軽にご相談ください。
- ※ この事業は、お子さまと保護者の見守りも目的としていますので、子育て用品は原則、配達員と対面してお受け取りください。
- ※ 子育て用品の転売等は、禁止します。支給の対象となったお子さまのためにお使いください。

